

## 協議 3

### 秋田市地域公共交通協議会バス路線再生分科会において 協議が整っているとする見なし事項一覧の改正について

#### 1 改正理由

秋田市地域公共交通協議会運賃協議分科会の設置（令和6年4月25日付け）に伴い規定を見直すとともに、運行事業者を変更する際の手続の円滑化を図るため、改正しようとするもの

#### 2 改正案

資料3-1のとおり

#### 3 新旧対照表

資料3-2のとおり

秋田市地域公共交通協議会バス路線再生分科会において  
協議が調っているとする見なし事項一覧（案）

区分		要件	
1	路線	軽微な 変更	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 停車するバス停に変更がなく、かつ、運行時刻の変更を必要としない場合</li> <li>・ バス停の廃止に伴う場合</li> <li>・ 道路の付替工事等に伴う道路線形の変更による場合</li> </ul>
2	系統	軽微な 変更	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 区分 1 の路線の変更に伴う場合</li> <li>・ 系統が廃止となる場合であっても、他の系統により廃止系統の経路等が確保される場合</li> </ul>
3	便数	増	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 定員を超える乗車が見込まれる場合</li> <li>・ 地域の要望があり、かつ、乗車が見込まれる場合</li> </ul>
		減	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 他の便に比して、乗車状況が極めて悪い場合</li> </ul>
4	バス停	新設	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 地域の要望がある場合</li> </ul>
		変更	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 地域の要望に伴い位置を変更する場合</li> <li>・ 運行効率あるいは安全性の向上を目的として位置を変更する場合</li> <li>・ 区分 1 の路線の変更に伴い位置を変更する場合</li> <li>・ 名称を変更する場合</li> </ul>
		廃止	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 乗降者が見込まれない場合</li> </ul>
5	運行時刻	変更	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 乗り継ぎ交通機関との調整を図る必要がある場合（マイタウン・バス相互調整も含む）</li> <li>・ 区分 1 の路線の変更および区分 2 の系統の変更に伴う場合</li> </ul>
6	臨時運行	新設	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 運行期間が 3 か月以内であり、かつ、既設の便に影響がない場合</li> </ul>
7	運行事業	新設 廃止	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 秋田市地域公共交通協議会による協議が調っている既存の一般乗合旅客自動車運送事業（区域運行に限る。）において、同一の運行内容で運行事業者を変更する場合</li> </ul>

（補足）本見なし事項に該当しない事項は、全て秋田市地域公共交通協議会バス路線再生分科会の協議事項となる。

本見なし事項により対処した場合は、分科会に報告するものとする。

（附則）本見なし事項は、平成 21 年 11 月 30 日から適用する。

本見なし事項は、平成 22 年 12 月 24 日から適用する。

本見なし事項は、平成 28 年 7 月 14 日から適用する。

本見なし事項は、令和 6 年 月 日から適用する。

【資料3-2】

秋田市地域公共交通協議会バス路線再生分科会において協議が整っているとする見なし事項一覧新旧対照表

改 正 案				現 行			
秋田市地域公共交通協議会バス路線再生分科会において協議が <u>調</u> っているとする見なし事項一覧				秋田市地域公共交通協議会バス路線再生分科会において協議が <u>整</u> っているとする見なし事項一覧			
区分		要件		区分		要件	
(略)				(略)			
6	臨時運行	新設	・運行期間が3か月以内であり、かつ、既設の便に影響がない場合	6	定期券	新設	・割引率が、他のバス交通機関と同程度以下である場合
7	運行事業	新設 廃止	・秋田市地域公共交通協議会による協議が調っている既存の一般乗合旅客自動車運送事業（区域運行に限る。）において、同一の運行内容で運行事業者を変更する場合	7	回数券	新設	・割引率が、他のバス交通機関と同程度以下である場合
				8	臨時乗車券	新設	・期間が3ヶ月以内であり、かつ、割引率が過大とならない場合
				9	臨時運行	新設	・運行期間が3ヶ月以内であり、かつ、既設の便に影響がない場合
以下 (略)				以下 (略)			